

令和3年 9月13日

全日本不動産政治連盟 神奈川県本部

本部長 秋山 始 様

神奈川県への要望の回答 送付について

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より我が党に対しましての格別のご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

早速ですが、本年夏の自由民主党神奈川県支部連合会・自由民主党神奈川県議会議員団共催による予算要望ヒアリングにつきまして、ご提出いただきました要望書に対する8月末現在の県の回答を入手いたしましたので、取り急ぎご報告させていただきます。

なお、県からの回答について、まだまだご要望に沿う回答が得られていない点、具体性に欠ける点もございますが、我が党、建設グループにて、ご要望に対し一歩でも前進いたしますよう鋭意努力しておりますので、ご承知おきご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、ヒアリングのみならず、ご要望、ご相談がございましたら、ご懇談の機会をお作りいたしますので、何時でもお申し出頂きたいと存じます。

今後とも、我が党に対する変わらぬご支援、ご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

自由民主党神奈川県支部連合会

建設グループ長	国 松 誠
建設グループ事務局長	山 口 貴 裕
建設グループ委員	竹 内 英 明
建設グループ委員	桐 生 秀 昭
建設グループ委員	田 中 徳 一 郎
建設グループ委員	山 本 哲
建設グループ委員	芥 川 薫
建設グループ委員	山 口 美 津 夫

回 答 様 式

NO	70-007	要 望 団 体	全日本不動産政治連盟 神奈川県本部	局名	県土整備局
----	--------	------------	----------------------	----	-------

件 名	土砂災害特別警戒区域の設定についての問題点
要 望 要 旨	土砂災害防止法は不備が多いと考えざるを得ません。区域の指定に際しては、明確な物理基準の確定を行い、急傾斜地崩壊対策工事を施行した擁壁の崖下は指定解除する等の特例を要望致します。 土砂災害防止法の施行による土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定により、①相続した土地を売ろうにも売れない。②従前の手続きによる建物を建てられない。③不動産業者へ買取相談に行っても断られた。等々、所有者は大きな経済的損失を被ります。併せて、土砂災害特別警戒区域内の土地建物の固定資産税の免除を要望致します。 ※建築物の移転等について、住宅支援機構の金利優遇、防災工事、建替家屋の建設に関し支援措置はあるが十分とは言えない。
固定資産税については、市町村が課税を行っていますので、これ以外の要望事項についてお答えいたします。 県では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法という）に基づき、土砂災害防止法施行令第2条及び第3条に規定される指定基準により、該当する区域を土砂災害警戒区域等に指定しています。 急傾斜地崩壊防止施設が設置された斜面においても、土砂災害防止法施行令の指定基準に該当する区域であれば、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等に指定することになります。	

回 答 様 式

NO	70-008	要 望 団 体	全日本不動産政治連盟 神奈川県本部	局名	くらし安全 防災局（県 土整備局）
----	--------	------------	----------------------	----	-------------------------

件 名	空き家の耐震診断・耐震工事の補助金について
要 望 要 旨	空き家の耐震診断補助について、各市町村の判断に委ねるのではなく、県内全ての自治体で空き家での補助が使えるよう通達を出すこと。 県では、市町村地域防災力強化事業費補助金により、市町村が行う住宅耐震診断の取組等に対して、支援しており、所有者が居住していない住宅についても、市町村が補助事業を実施していれば、市町村に対する補助の対象としています。 なお、県内全市町村及び不動産関係団体等で構成する「神奈川県居住支援協議会」において、空き家の諸問題を検討しておりますので、同協議会の場を通じて、空き家についても県の補助制度の対象となる旨、周知を図ってまいります。

回 答 様 式

NO	70-009	要 望 団 体	全日本不動産政治連盟 神奈川県本部	局名	県土整備局
----	--------	------------	----------------------	----	-------

件 名	宅地建物取引業者に従事する宅地建物取引士への情報開示について
要 望 要 旨	不動産業者として、空き家、所有者不明土地や未利用空地の問題解決のため最低限必要な情報に関して、所有者ないしは相続代表者と連絡をとれる環境を整えたいため、宅地建物取引業者に従事する宅地建物取引士への情報開示について要望致します。 民法等一部改正法によって相続登記の義務化となるため、取引に必要な最低限の情報開示に関しては問題ないと考えます。住民票や登記情報の行政管轄の隔たりがない、情報の統一化が図られていく中で、開示を希望する最低限の情報として、所有者または所有者が登記簿と異なる場合は固定資産台帳の納税代理人・納税管理人、評価額を希望します。
固定資産課税台帳の閲覧や固定資産課税台帳に記載されている事項の証明は、地方税法に基づいて市町村が実施しているところですが、この閲覧や証明を受けることができる者は、同法令で規定されており、規定された者以外への開示は、法令上、困難な状況です。	

回 答 様 式

NO	70-010	要 望 団 体	全日本不動産政治連盟 神奈川県本部	局名	県土整備局
----	--------	------------	----------------------	----	-------

件 名	住宅確保要配慮者居住支援について
要 望 要 旨	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録促進のため、東京都と同様に、貸主および不動産業者への住宅登録協力の報奨金交付を要望。
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅として、県・政令市・中核市に登録された賃貸住宅は、令和2年度末時点で9,530戸となりました。 賃貸住宅の家主と要配慮者双方が安心して住宅を貸し借りできる環境を整え、更に登録住宅を増やしていくことは、今後とも重要であると考えます。 そのため、県では、福祉関係団体に対して引き続き制度の普及啓発を進め、居住支援法人の指定につなげることで、居住支援の充実を図ってまいります。 こうした取組を賃貸住宅の家主等に周知することにより、住宅の登録を促進していくこととしており、報奨金交付制度の創設は考えておりません。	